



平成 23 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 阪神内燃機工業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 木下 和彦
(コード番号 6018 大証第2部)
問 合 せ 先 常務取締役管理部門管掌 上林 啓亮
(TEL 078-332-2081)

役員退職慰労金制度の廃止と取締役に対する株式報酬型ストックオプション
(新株予約権)の導入に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 13 日開催の取締役会において、当社役員報酬体系見直しの一環として、役員退職慰労金制度の廃止及び取締役(業務執行取締役に限る)に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的内容に関する議案を、平成 23 年 6 月 29 日開催予定の第 146 期定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 目的

当社役員報酬体系見直しの一環として、報酬の後払い的要素の強い役員退職慰労金制度を廃止し、当社の業績と株式価値との連動性をより一層強固なものとし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的とするものです。

2. 内容

(1) 役員退職慰労金制度の廃止及び役員退職慰労金の打切り支給

従来の退職慰労金制度を平成 23 年 6 月 29 日開催予定の第 146 期定時株主総会終結の時をもって廃止いたします。なお、当該株主総会終結時に在任する取締役及び監査役については、在任期間に応じた退職慰労金を打切り支給することとし、その支給時期につきましては、各取締役及び監査役の退任時とすることといたします。

(2) 取締役に対する株式報酬型ストックオプション(新株予約権)の導入

当社の取締役(業務執行取締役に限る)に対し、年額 12 百万円を上限として、株式報酬型ストックオプションを新たに導入するものであります。

なお、取締役に対する株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の内容は別紙のとおりといたします。

(別紙)

取締役に対する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の具体的な内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1,000株とする。なお、本議案の決議日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、上記の他、決議日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合およびその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

当社普通株式94,000株を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に下記新株予約権の総数を乗じた数を上限とする。

(2) 新株予約権の総数

94個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額（発行価額）

新株予約権の割当日において算定された公正価額を基準として決定される額を払込金額とする。

また、割当てを受ける者が、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内の範囲で、当社取締役会で定める期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した時点以降、新株予約権を行使することができるものとする等、新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとする。

(8) 新株予約権のその他の内容等

新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとする。

※上記の内容については、平成 23 年 6 月 29 日開催予定の第 146 期定時株主総会において、「取締役に対する株式報酬型ストックオプション報酬額および内容決定の件」が承認可決されることを条件といたします。

以上